

放送大学学園次世代教育研究開発センター規程

令和6年3月5日
放送大学学園規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（平成15年10月11日放送大学学園規則第3号）第8条の2の規定に基づき、放送大学学園次世代教育研究開発センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、放送大学の教授形態の多様性と特性を踏まえた、先駆的な教育手法や教育内容の企画・制作・評価を通じて、次世代を見据えた遠隔高等教育の研究開発を行うとともに、放送大学学園（以下「本学園」という。）の経営戦略の観点からの研究開発等を行い、もって本学園及び我が国の高等教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次世代を見据えた遠隔高等教育に関する研究開発
- 二 本学園の経営戦略の観点からの研究開発
- 三 その他センターの目的達成に必要な業務

(センター長)

第4条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長の任命は、学長の意見を聴いた上で理事長が行う。
- 3 センター長の任期は、2年とする。
- 4 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第5条 センターに、センター長の職務を補佐するため、副センター長を置く。

- 2 副センター長の任命は、センター長が行う。

(部門)

第6条 センターに次の部門を置く。

- 一 学習研究部門
 - 二 経営戦略部門
- 2 部門に部門長を置き、センター長が指名する者をもって充てる。
 - 3 部門に特定のテーマに基づく研究を推進するためのユニットを置くことができる。
 - 4 ユニットを置く場合は、あらかじめ第7条に規定する委員会の審議を経るものとする。
 - 5 ユニットにユニットマネージャーを置き、センター長が指名する者をもって充てる。
 - 6 部門に関し必要な事項については、別に定める。

(次世代教育研究開発推進委員会)

第7条 センターに、センターの運営に関する重要事項を審議するため、次世代教育研究開発推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項については、別に定める。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、関係課室等の協力を得て、総合戦略企画室において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年3月5日)

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命するセンター長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

3 学習教育戦略研究所規程(平成29年放送大学学園規程第2号)は、廃止する。